

## 鳥取地方最低賃金審議会運営規程（案）

昭和34年7月20日

（鳥取地方最低賃金審議会第1回会議にて議決）

## （規程の目的）

第1条 この規程は、鳥取地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議事運営に關し、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

## （会議の招集）

第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたときのほか、鳥取労働局長（以下「局長」という。）、5人以上の委員又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上の委員から開催の請求があったとき、会長が招集する。

- 2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の1週間前までに、会長に通知しなければならない。
- 3 会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

## （小委員会）

第3条 会長は、審議会の議決により、特定の議案について事實の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会を設けることができる。

## （テレビ会議システムによる委員の出席、病気等による委員の欠席）

第4条 委員は、会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。次項において同じ。）を利用する方法によって会議に出席することができる。

- 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、審議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。
- 3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を会長に通知しなければならない。
- 4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ会長に通知しなければならない。

## （会議の議事）

第5条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

- 2 委員は、会議において発言しようとするときには、会長の許可を受けるものとする。
- 3 審議会は、会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

- 第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不适当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意志意思決定の中立性が不适当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができます。
- 2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。
  - 3 公開については、別に定める鳥取地方最低賃金審議会の会議公開事務処理要領によるものとする。

(議事録及び議事要旨)

- 第7条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には会長及び会長が指名した委員2人が署名するものとする。~~議事録には、会長及び会長の指名した委員2人が署名するものとする。会長及び会長の指名した労働者代表委員並びに使用者代表委員の各1人の確認を得たうえで作成するものとする。~~
- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不适当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意志意思決定の中立性が不适当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録及び会議の資料の全部又は一部を非公開とすることができます。
  - 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。
  - 4 前3項の規程は、小委員会について準用する。

(意見及び建議の提出)

- 第8条 会長は、審議会において議決を行ったときは、答申書、建議書又は議決書を局長に提出するものとする。

(規程の改廃)

- 第9条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則 (平成8年3月29日)

第6条から第8条までの改正規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年12月15日)

第7条第2項の改正規程は、平成9年12月15日から施行する。

附 則 (平成13年5月9日)

第1条、第2条、第5条から第8条までの改正規程は、平成13年5月9日から施行する。

附 則 (平成16年8月24日)

第6条、第7条の改正規程は、平成16年9月10日から施行する。

附 則 (平成22年7月5日)

第1条から第8条までの改正規程は、平成22年7月5日から施行する。

附 則 (令和4年〇月〇日)

第1条、第4条、第6条及び第7条の改正規程は、令和4年〇月〇日から施行する。



溶け込み

## 鳥取地方最低賃金審議会運営規程（案）

昭和34年7月20日

（鳥取地方最低賃金審議会第1回会議にて議決）

## （規程の目的）

第1条 この規程は、鳥取地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議事運営に關し、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

## （会議の招集）

第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたときのほか、鳥取労働局長（以下「局長」という。）、5人以上の委員又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上の委員から開催の請求があったとき、会長が招集する。

- 2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の1週間前までに、会長に通知しなければならない。
- 3 会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

## （小委員会）

第3条 会長は、審議会の議決により、特定の議案について事實の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会を設けることができる。

## （テレビ会議システムによる委員の出席、病気等による委員の欠席）

第4条 委員は、会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。次項において同じ。）を利用する方法によって会議に出席することができる。

- 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、審議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。
- 3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を会長に通知しなければならない。
- 4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ会長に通知しなければならない。

## （会議の議事）

第5条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

- 2 委員は、会議において発言しようとするときには、会長の許可を受けるものとする。
- 3 審議会は、会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

- 第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは**意思**決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができます。
- 2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。
- 3 公開については、別に定める鳥取地方最低賃金審議会の会議公開事務処理要領によるものとする。

(議事録及び議事要旨)

- 第7条 会議の議事については、議事録を**会長及び会長の指名した労働者代表委員並びに使用者代表委員の各1人の確認を得たうえで作成するものとする。**
- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは**意思**決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録及び会議の資料の全部又は一部を非公開とすることができます。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。
- 4 前3項の規程は、小委員会について準用する。

(意見及び建議の提出)

- 第8条 会長は、審議会において議決を行ったときは、答申書、建議書又は議決書を局長に提出するものとする。

(規程の改廃)

- 第9条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則 (平成8年3月29日)

第6条から第8条までの改正規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年12月15日)

第7条第2項の改正規程は、平成9年12月15日から施行する。

附 則 (平成13年5月9日)

第1条、第2条、第5条から第8条までの改正規程は、平成13年5月9日から施行する。

附 則 (平成16年8月24日)

第6条、第7条の改正規程は、平成16年9月10日から施行する。

附 則 (平成22年7月5日)

第1条から第8条までの改正規程は、平成22年7月5日から施行する。

附 則 (令和4年〇月〇日)

第1条、第4条、第6条及び第7条の改正規程は、令和4年〇月〇日から施行する。



鳥取地方最低賃金審議会  
最低賃金専門部会運営規程

~~平成22年7月5日改正~~  
令和4年〇月〇日改正

(目的)

第1条 鳥取地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）に設置する専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

(名称)

第2条 専門部会には、それぞれの担当する最低賃金の件名を冠する。

(会議の招集)

第3条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、鳥取労働局長（以下「局長」という。）、3人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が招集する。

- 2 前項の規程により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。
- 3 部会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

(委員の欠席)

第4条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を部会長に通知しなければならない。

- 2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に通知しなければならない。

(会議の議事)

第5条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

3 専門部会は、部会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聞くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意志決定の中立性が不当に侵害されるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができます。

2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第7条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、~~部会長及び部会長が指名した委員2人が署名をするものとする。~~部会長及び部会長の指名した労働者代表委員並びに使用者代表委員の各1人の確認を得たうえで作成するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意志決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の全部又は一部を非公開とすることができます。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告書の提出)

第8条 部会長は、会議において議決を行ったときには、報告書をその都度、議決書を鳥取地方最低賃金審議会長に提出するものとする。

(専門部会の廃止)

第9条 各専門部会は、その専門部会に係る最低賃金についての審議会の意見に関する異議の申出期間が満了したときをもって、これを廃止する。

(雑 則)

第10条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、

専門部会の議決に基づいて行う。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、鳥取地方最低賃金審議会の議決に基づいて行う。

附 則 (平成8年3月29日)

第6条から第8条までの改正規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年12月15日)

第7条第2項の改正規程は、平成9年12月15日から施行する。

附 則 (平成13年5月9日)

第1条、第2条、第5条から第8条の改正規程は、平成13年5月9日から施行する。

附 則 (平成16年8月24日)

第6条、第7条の改正規程は、平成16年9月10日から施行する。

附 則 (平成22年7月5日)

第1条、第2条、第3条、第4条から第6条及び第9条の改正規程は、平成22年7月5日から施行する。

附 則 (令和4年○月○日)

第7条の改正規程は、令和4年○月○日から施行する。



鳥取地方最低賃金審議会  
最低賃金専門部会運営規程

令和4年〇月〇日改正

(目的)

第1条 鳥取地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）に設置する専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

(名称)

第2条 専門部会には、それぞれの担当する最低賃金の件名を冠する。

(会議の招集)

第3条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、鳥取労働局長（以下「局長」という。）、3人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が招集する。

- 2 前項の規程により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。
- 3 部会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

(委員の欠席)

第4条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を部会長に通知しなければならない。

- 2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に通知しなければならない。

(会議の議事)

第5条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

3 専門部会は、部会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聞くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意志決定の中立性が不当に侵害されるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができます。

2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第7条 会議の議事については、議事録を部会長及び部会長の指名した労働者代表委員並びに使用者代表委員の各1人の確認を得たうえで作成するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意志決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の全部又は一部を非公開とすることができます。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告書の提出)

第8条 部会長は、会議において議決を行ったときには、報告書をその都度、議決書を鳥取地方最低賃金審議会長に提出するものとする。

(専門部会の廃止)

第9条 各専門部会は、その専門部会に係る最低賃金についての審議会の意見に関する異議の申出期間が満了したときをもって、これを廃止する。

(雑 則)

第10条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、専門部会の議決に基づいて行う。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、鳥取地方最低賃金審議会の議決に基づいて行う。

附 則 (平成8年3月29日)

第6条から第8条までの改正規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年12月15日)

第7条第2項の改正規程は、平成9年12月15日から施行する。

附 則 (平成13年5月9日)

第1条、第2条、第5条から第8条の改正規程は、平成13年5月9日から施行する。

附 則 (平成16年8月24日)

第6条、第7条の改正規程は、平成16年9月10日から施行する。

附 則 (平成22年7月5日)

第1条、第2条、第3条、第4条から第6条及び第9条の改正規程は、平成22年7月5日から施行する。

附 則 (令和4年○月○日)

第7条の改正規程は、令和4年○月○日から施行する。



## 令和3年度鳥取地方最低賃金審議会開催実績

番号	月日	開始時刻	会議名	主な審議内容
1	6月14日(月)	15:00	公益委員会議	令和3年度審議会運営について
2	6月24日(木)	10:00	第526回地方最低賃金審議会	県最低賃金諮問、専門部会設置等
			事業場視察は、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点より中止。	
3	7月21日(水)	9:30	第527回地方最低賃金審議会	目安/伝達、特定最賃会議、専門部会設置
4	7月21日(水)	11:00	第1回県最低賃金専門部会	改正審議
5	7月30日(金)	9:30	第2回県最低賃金専門部会	基礎調査結果、改正審議、意見陳述
6	8月2日(月)	9:30	第3回県最低賃金専門部会	改正審議
7	8月5日(木)	9:30	第4回県最低賃金専門部会	改正審議
8	8月6日(金)	15:30	公益委員会議	公益委員見解について
9	8月10日(火)	9:00	第5回県最低賃金専門部会	改正審議、議決
10	8月10日(火)	11:07	第528回地方最低賃金審議会	改正審議、議決
11	8月26日(木)	10:00	第529回地方最低賃金審議会	異議審議、議決
12	9月9日(木)	9:00	第1回特定最低賃金専門部会（各商）	改正の必要性の審議、議決
13	9月16日(木)	9:00	第1回特定最低賃金専門部会（電機）	改正の必要性の審議、議決
14	9月16日(木)	10:00	第530回地方最低賃金審議会	改正の必要性の審議、議決、金額改定の諮問（電機）
15	10月1日(金)	9:00	第2回特定最低賃金専門部会（電機）	金額審議
16	10月7日(木)	9:00	第3回特定最低賃金専門部会（電機）	金額審議
17	10月12日(火)	9:00	第4回特定最低賃金専門部会（電機）	金額審議
18	10月18日(月)	9:00	第5回特定最低賃金専門部会（電機）	金額審議、全会一致結審、6条5項適用
19	3月11日(木)	9:30	第531回地方最低賃金審議会	特定最低賃金意向表明、審議会確認

資料No.3



## 令和3年度 鳥取地方最低賃金審議会・各専門部会審議状況

開催時期	鳥取地方最低賃金審議会(6回)	地域別最低賃金専門部会(県最賃5回)						
6/14(月)	公益委員会議 15:00							
6/24(木)	① 第526回鳥取地方最低賃金審議会 10:00 会長、会長代理の選出 鳥取県最低賃金改正決定について(諮問) 審議会、議事録、会議資料の公開と議事録の署名について 意見聴取の方法について 最低賃金審議会令第6条第5項の適用について 最低賃金改正に係る要請の報告							
「鳥取県最低賃金専門部会委員候補者推薦公示」 「鳥取県最低賃金の改正決定に係る関係労使の意見聴取に関する公示(最低賃金法第25条5項)」 「鳥取県最低賃金改正審議に資するための関係労働者及び関係使用者からの意見発表者の募集」(ホームページほか)								
7/21(水)	② 第527回鳥取地方最低賃金審議会 9:30 令和3年度地域別最低賃金額改定の目安について(伝達) 意見聴取結果について 特定(産業別)最低賃金改正決定に係る申出について 特定(産業別)最低賃金改正決定の必要性の有無について(諮問)	① 第1回鳥取県最低賃金専門部会 11:00 部会長、部会長代理の選出 会議、議事録、会議資料の公開と議事録の署名について 鳥取県最低賃金の改正審議						
「特定(産業別)最低賃金専門部会委員推薦公示」								
7/30(木)		② 第2回鳥取県最低賃金専門部会 9:30 最低賃金に関する基礎調査結果等について 鳥取県最低賃金の改正審議 意見陳述						
8/2(月)		③ 第3回鳥取県最低賃金専門部会 9:30 鳥取県最低賃金の改正審議						
8/5(木)		④ 第4回鳥取県最低賃金専門部会 9:30 鳥取県最低賃金の改正審議						
8/6(金)	公益委員会議 15:30							
8/10(火)	③ 第528回鳥取地方最低賃金審議会 11:07 鳥取県最低賃金専門部会報告について 鳥取県最低賃金の改正決定に関する答申について	⑤ 第5回鳥取県最低賃金専門部会 9:00 鳥取県最低賃金の改正審議 部会報告						
「改正県最賃異議申出公示」(公示期間:公示の日の翌日から起算して15日を経過する日まで) <異議申出あり>								
8/26(木)	④ 第529回鳥取地方最低賃金審議会(異議審) 10:00 鳥取地方最低賃金審議会の意見に関する公示の結果について 鳥取地方最低賃金審議会の意見に関する異議について(諮問) 鳥取地方最低賃金審議会の意見に関する異議について(答申)							
・9月6日 官報公示 ・10月6日 効力発生	鳥取県最低賃金 時間額821円(29円引上)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">特 定 ( 産 業 別 ) 最 低 賃 金 専 門 部 会</th> </tr> <tr> <th>電気機械等最低賃金(5回)</th> <th>各商最低賃金(1回)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	特 定 ( 産 業 別 ) 最 低 賃 金 専 門 部 会		電気機械等最低賃金(5回)	各商最低賃金(1回)		
特 定 ( 産 業 別 ) 最 低 賃 金 専 門 部 会								
電気機械等最低賃金(5回)	各商最低賃金(1回)							
9/9(木)		① 各商最低賃金専門部会 9:00 部会長、部会長代理の選出 会議、議事録、会議資料の公開と議事録の署名について 改正決定の必要性の審議						
9/16(木)	⑤ 第530回鳥取地方最低賃金審議会 10:00 特定(産業別)最低賃金の改正の必要性の有無の部会報告 特定(産業別)最低賃金の改正の必要性の有無(審議)(答申) 特定(産業別)最低賃金の改正決定について(諮問) 最低賃金審議会令第6条第5項の適用について	① 第1回電気機械等最低賃金専門部会 9:00 部会長、部会長代理の選出 会議、議事録、会議資料の公開と議事録の署名について 専門部会の設置の経緯について 改正決定の必要性の審議						
「改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示(最低賃金法第25条5項)」								
10/1(金)		② 第2回電気機械等最低賃金専門部会 9:00 最低賃金に関する基礎調査結果等について 金額審議						
10/7(木)		③ 第3回電気機械等最低賃金専門部会 9:00 書面意見聴取調査結果等について 金額審議						
10/12(火)		④ 第4回電気機械等最低賃金専門部会 9:00 金額審議						
10/18(月)		⑤ 第5回電気機械等最低賃金専門部会 9:00 金額審議 部会報告(全会一致・6条5項適用) 改正決定について(答申)						
「改正特定最賃異議申出公示」(公示期間:公示の日の翌日から起算して15日を経過する日まで) <異議申出なし>								
・11月17日 官報公示 ・12月17日 効力発生		鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金 時間額825円(16円引上)						
令和4年3月11日(金)	⑥ 第531回鳥取地方最低賃金審議会 9:30 特定(産業別)最低賃金の改定に係る意向表明について 令和4年度の最低賃金審議について 令和4年度事業場視察について	19						



年 度 別 最 低 賃 金 改 正 一 覧 表

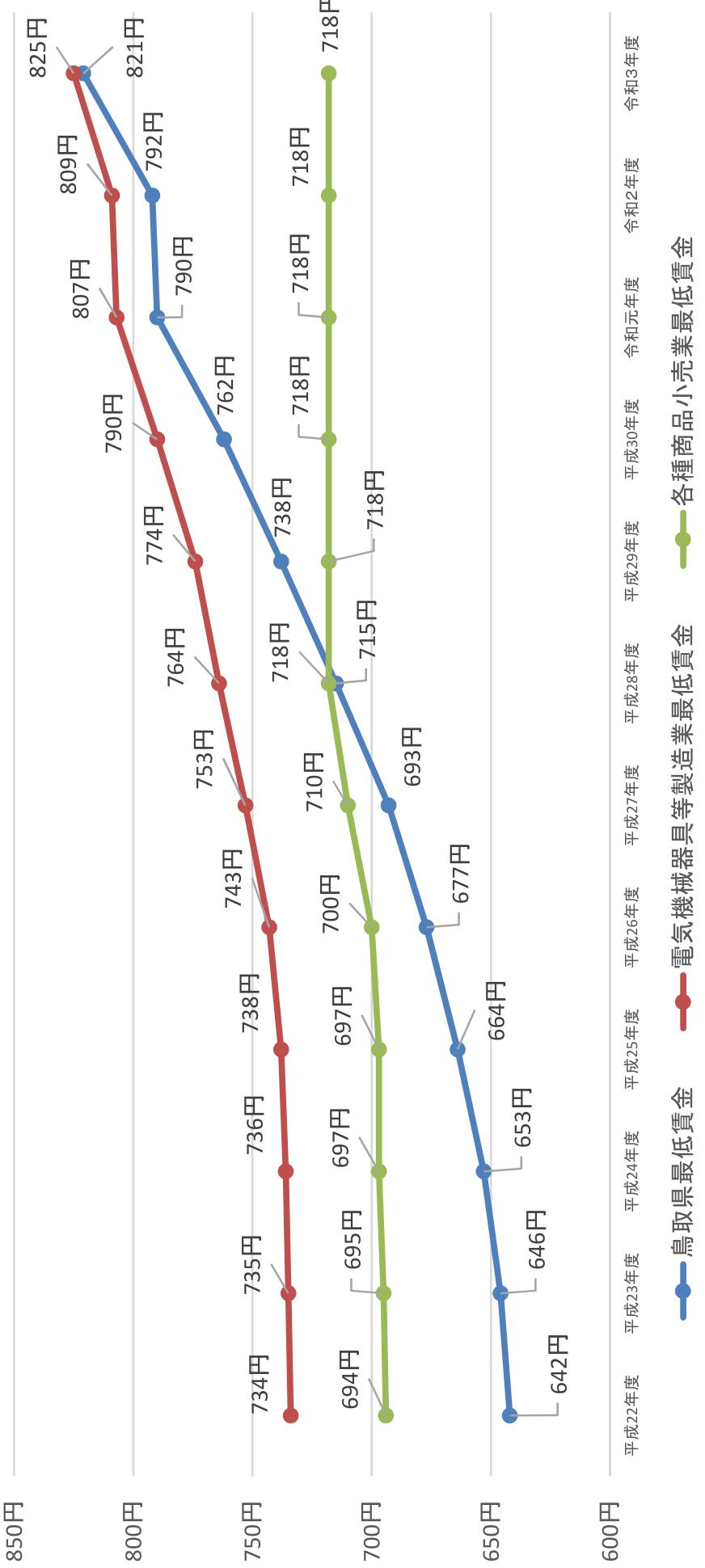
資料No.4

鳥取県最低賃金	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
時 間 額	642円	646円	653円	664円	677円	693円	715円	738円	762円	790円	792円	821円
引上げ額	12円	4円	7円	11円	13円	16円	22円	23円	24円	28円	2円	29円
引上げ率	1.90%	0.62%	1.08%	1.68%	1.96%	2.36%	3.17%	3.22%	3.25%	3.67%	0.25%	3.66%
影 響 率	1.25%	0.70%	2.26%	1.91%	3.15%	2.84%	5.51%	9.39%	10.30%	8.79%	4.46%	14.65%
発 効 日	H22. 10. 31	H23. 10. 29	H24. 10. 20	H25. 10. 25	H26. 10. 8	H27. 10. 4	H28. 10. 12	H29. 10. 6	H30. 10. 5	R元. 10. 5	R2. 10. 2	R3. 10. 6

産業別最低賃金	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機器製造業最低賃金	734円	735円	736円	738円	743円	753円	764円	774円	790円	807円	809円	825円
引上げ額	3円	1円	1円	2円	5円	10円	11円	10円	16円	17円	2円	16円
引上げ率	0.41%	0.14%	0.14%	0.27%	0.68%	1.35%	1.46%	1.31%	2.07%	2.15%	0.25%	1.98%
県最賃比率	7.33%	9.16%	6.86%	15.04%	17.00%	10.40%	15.14%	16.49%	13.14%	19.88%	7.20%	20.78%
発 効 日	H23. 1. 20	H24. 1. 27	H25. 1. 17	H26. 1. 9	H26. 12. 25	H27. 12. 19	H28. 12. 22	H30. 1. 11	H30. 12. 28	R元. 12. 28	R2. 12. 30	R3. 12. 17

鳥取県各種商品小売業 最低賃金	時 間 額	694円	695円	697円	700円	710円	718円	718円	718円	718円	718円	718円
	引上げ額	4円	1円	2円	改正審議なし	3円	10円	8円	改正審議なし	改正審議なし	改正審議なし	改正審議なし
	引上げ率	0.58%	0.14%	0.29%		0.43%	1.43%	1.13%				
	影 響 率	0.00%	0.23%	0.21%		0.00%	0.40%	0.00%				
	県最賃比率	108.10%	107.59%	106.74%		103.40%	102.45%	100.42%				
	発 効 日	H23. 2. 11	H24. 2. 9	H25. 2. 7		H26. 12. 13	H27. 12. 19	H28. 12. 17				

## 鳥取県の最低賃金額



# 資料No.5

令和3年度 地域別最低賃金 改定状況

都道府県名	ランク	目安額	最低賃金額【円】 (※)	引上げ額 【円】	目安差額	発効年月日
北海道	C	28	889 (861)	28		2021年 10月1日
青森	D	28	822 (793)	29	1	2021年 10月6日
岩手	D	28	821 (793)	28		2021年 10月2日
宮城	C	28	853 (825)	28		2021年 10月1日
秋田	D	28	822 (792)	30	2	2021年 10月1日
山形	D	28	822 (793)	29	1	2021年 10月2日
福島	D	28	828 (800)	28		2021年 10月1日
茨城	B	28	879 (851)	28		2021年 10月1日
栃木	B	28	882 (854)	28		2021年 10月1日
群馬	C	28	865 (837)	28		2021年 10月2日
埼玉	A	28	956 (928)	28		2021年 10月1日
千葉	A	28	953 (925)	28		2021年 10月1日
東京	A	28	1041 (1013)	28		2021年 10月1日
神奈川	A	28	1040 (1012)	28		2021年 10月1日
新潟	C	28	859 (831)	28		2021年 10月1日
富山	B	28	877 (849)	28		2021年 10月1日
石川	C	28	861 (833)	28		2021年 10月7日
福井	C	28	858 (830)	28		2021年 10月1日
山梨	B	28	866 (838)	28		2021年 10月1日
長野	B	28	877 (849)	28		2021年 10月1日
岐阜	C	28	880 (852)	28		2021年 10月1日
静岡	B	28	913 (885)	28		2021年 10月2日
愛知	A	28	955 (927)	28		2021年 10月1日
三重	B	28	902 (874)	28		2021年 10月1日
滋賀	B	28	896 (868)	28		2021年 10月1日
京都	B	28	937 (909)	28		2021年 10月1日
大阪	A	28	992 (964)	28		2021年 10月1日
兵庫	B	28	928 (900)	28		2021年 10月1日
奈良	C	28	866 (838)	28		2021年 10月1日
和歌山	C	28	859 (831)	28		2021年 10月1日
鳥取	D	28	821 (792)	29	1	2021年 10月6日
島根	D	28	824 (792)	32	4	2021年 10月2日
岡山	C	28	862 (834)	28		2021年 10月2日
広島	B	28	899 (871)	28		2021年 10月1日
山口	C	28	857 (829)	28		2021年 10月1日
徳島	C	28	824 (796)	28		2021年 10月1日
香川	C	28	848 (820)	28		2021年 10月1日
愛媛	D	28	821 (793)	28		2021年 10月1日
高知	D	28	820 (792)	28		2021年 10月2日
福岡	C	28	870 (842)	28		2021年 10月1日
佐賀	D	28	821 (792)	29	1	2021年 10月6日
長崎	D	28	821 (793)	28		2021年 10月2日
熊本	D	28	821 (793)	28		2021年 10月1日
大分	D	28	822 (792)	30	2	2021年 10月6日
宮崎	D	28	821 (793)	28		2021年 10月6日
鹿児島	D	28	821 (793)	28		2021年 10月2日
沖縄	D	28	820 (792)	28		2021年 10月8日
全国加重平均			930 (902)	28		-

※ 括弧内の数字は改定前の地域別最低賃金額



## 令和3年度 特定最低賃金の改定状況

都道府県	地域別最賃	項目番	業種	改定前額		改定額	引上げ額	申出	必要性有・無	効力発生日
				日額	時間額					
北海道	889	1	食品	-	893	922	29	改正	有	12月4日
		2	鉄鋼	-	967	979	12	改正	有	12月1日
		3	電気機械	-	895	924	29	改正	有	12月2日
		4	船舶製造	-	889	917	28	改正	有	12月10日
青森	822	5	鉄鋼	-	903	929	26	改正	有	12月21日
		6	電気機械	-	833	859	26	改正	有	12月21日
		7	各種商品小売	-	825	852	27	改正	有	12月21日
		8	自動車小売	-	864	890	26	改正	有	12月21日
岩手	821	9	鉄鋼・金属製品	-	852	878	26	改正	有	12月29日
		10	光学機械器具	-	829	856	27	改正	有	12月29日
		11	電気機械	-	820	847	27	改正	有	12月29日
		12	百貨店	-	800	-	-	改正	無	-
		13	各種商品小売	-	767	-	-	無	-	-
		14	自動車小売	-	863	879	16	改正	有	12月29日
宮城	853	15	鉄鋼	-	925	953	28	改正	有	12月15日
		16	電気機械	-	864	890	26	改正	有	12月15日
		17	自動車小売	-	891	918	27	改正	有	12月15日
秋田	822	18	非鉄金属	-	895	910	15	改正	有	12月24日
		19	電気機械	-	836	861	25	改正	有	12月24日
		20	輸送機械	-	877	907	30	改正	有	12月24日
		21	自動車小売	-	864	869	5	改正	有	12月24日
山形	822	22	一般機械	-	862	888	26	改正	有	12月25日
		23	電気機械	-	846	872	26	改正	有	12月25日
		24	輸送機械	-	861	888	27	改正	有	12月25日
		25	自動車整備	-	865	892	27	改正	有	12月25日
福島	828	26	非鉄金属	-	866	886	20	改正	有	1月13日
		27	精密機械	-	868	889	21	改正	有	1月13日
		28	電気機械	-	834	856	22	改正	有	1月13日
		29	輸送機械	-	870	890	20	改正	有	1月13日
		30	自動車小売	-	868	894	26	改正	有	12月24日
茨城	879	31	鉄鋼	-	945	975	30	改正	有	12月31日
		32	一般機械	-	907	935	28	改正	有	12月31日
		33	電気・精密機械	-	904	932	28	改正	有	12月31日
		34	各種商品小売	-	874	881	7	改正	有	12月31日
栃木	882	35	塗料	-	965	992	27	改正	有	12月31日
		36	一般機械	-	913	939	26	改正	有	12月31日
		37	精密機械	-	912	940	28	改正	有	12月31日
		38	電気機械	-	913	940	27	改正	有	12月31日
		39	輸送機械	-	920	947	27	改正	有	12月31日
		40	各種商品小売	-	874	-	-	無	-	-
群馬	865	41	鉄鋼	-	921	946	25	改正	有	12月29日
		42	一般機械	-	910	935	25	改正	有	12月29日
		43	電気機械	-	910	935	25	改正	有	12月29日
		44	輸送機械	-	910	935	25	改正	有	12月29日
埼玉	956	45	非鉄金属	-	948	974	26	改正	有	12月1日
		46	電気機械	-	954	981	27	改正	有	12月1日
		47	輸送機械	-	966	990	24	改正	有	12月1日
		48	光学機械器具	-	963	990	27	改正	有	12月1日
		49	各種商品小売	-	849	-	-	無	-	-
		50	自動車小売	-	962	988	26	改正	有	12月1日
千葉	953	51	食品	-	889	-	-	改正	無	-
		52	鉄鋼	-	995	1,023	28	改正	有	12月25日
		53	一般機械	-	922	-	-	改正	無	-
		54	精密機械	-	887	-	-	改正	無	-
		55	電気機械	-	954	981	27	改正	有	12月25日
		56	各種商品小売	-	848	-	-	改正	無	-
		57	自動車(新車)小売	-	922	-	-	改正	無	-
		新設	千葉県百貨店・総合スーパー	-	新設	-	-	無	-	-
東京	1041	新設	千葉県各種食料品小売業	-	新設	-	-	無	-	-
		58	鉄鋼	-	871	-	-	改正	無	-
		59	一般機械	-	832	-	-	改正	無	-
		60	電気機械①	-	829	-	-	無	-	-
		61	輸送機械	-	838	-	-	改正	無	-
		新設	電気、情報通信機械器具製造業	-	新設	-	-	改正	無	-
		新設	東京都一般貨物自動車運送業	-	新設	-	-	無	-	-

都道府県	地域別 最賃	項目番号	業種	改定前額	改定前額	改定額	引上げ額 時間額	申出	必要性 有・無	効力発生日
				日額	時間額	時間額				
神奈川	1,040	62	塗料	—	894	—	—	改正	無	—
		63	鉄鋼	—	874	—	—	改正	無	—
		64	電線・ケーブル①	—	821	—	—	無	—	—
		65	一般機械①	—	857	—	—	無	—	—
		66	電気機械①	—	890	—	—	無	—	—
		67	自動車製造①	—	855	—	—	無	—	—
		68	自動車小売②	—	842	—	—	無	—	—
		新設	電線・ケーブル製造業	—	新設	—	—	新設	無	—
		新設	ボイラ・原動機、一般産業用機械	—	新設	—	—	新設	無	—
		新設	電子部品・デバイス	—	新設	—	—	新設	無	—
		新設	自動車・同附属品製造業	—	新設	—	—	無	—	—
新潟	859	新設	自動車(新車)小売業	—	新設	—	—	新設	無	—
		69	電気機械	—	910	936	26	改正	有	12月25日
		70	各種商品小売	—	842	—	—	改正	無	—
		71	自動車(新車)小売	—	920	936	16	改正	有	12月31日
富山	877	72	非鉄金属・金属製品	—	781	—	—	無	—	—
		73	一般機械・輸送機械	—	912	934	22	改正	有	12月24日
		74	電気機械	—	851	879	28	改正	有	12月24日
		75	百貨店	—	865	890	25	改正	有	12月26日
		76	自動車小売	—	769	—	—	無	—	—
石川	861	77	繊維	—	782	—	—	改正	無	—
		78	金属製品	6,102	763	—	—	無	—	—
		79	金属製品、一般機械、電気機器	—	922	946	24	改正	有	12月31日
		80	電気機械	—	870	896	26	改正	有	12月31日
		81	輸送機械	—	922	946	24	改正	有	12月31日
		82	百貨店	—	865	890	25	改正	有	12月31日
福井	858	83	繊維	—	830	—	—	改正	無	—
		84	一般機械	—	874	—	—	改正	無	—
		85	電気機械	—	857	—	—	改正	無	—
		87	百貨店	—	840	—	—	改正	無	—
山梨	866	88	電気機械	—	914	934	20	改正	有	12月15日
		89	輸送機械	—	919	938	19	改正	有	12月11日
長野	877	90	印刷製版	—	850	—	—	無	—	—
		91	一般機械・輸送機械	—	905	927	22	改正	有	12月16日
		92	精密機械・電気機械	—	894	916	22	改正	有	12月29日
		93	各種商品小売	—	857	879	22	改正	有	12月31日
岐阜	880	94	電気機械	—	887	907	20	改正	有	12月21日
		95	輸送機械(自)	—	932	951	19	改正	有	12月21日
		96	輸送機械(航)	—	971	971	±0	改正	有	—
静岡	913	97	製紙	—	786	—	—	無	—	—
		98	ゴム	—	897	915	18	改正	有	12月20日
		99	鉄鋼、非鉄金属	—	935	954	19	改正	有	12月20日
		100	一般機械・輸送機械	—	951	970	19	改正	有	12月20日
		101	電気機械	—	920	939	19	改正	有	12月20日
		102	各種商品小売	—	886	—	—	無	—	—
愛知	955	103	繊維	—	732	—	—	改正	無	—
		104	鉄鋼	—	976	996	20	改正	有	12月16日
		105	一般機械	—	948	968	20	改正	有	12月16日
		106	精密機械	—	875	—	—	改正	無	—
		107	電気機械	—	901	—	—	改正	無	—
		108	輸送機械	—	957	976	19	改正	有	12月16日
		109	各種商品小売	—	847	—	—	無	—	—
		110	自動車(新車)小売①	—	800	—	—	無	—	—
		111	自動車(新車)小売②	—	943	—	—	改正	無	—
		新設	百貨店・総合スーパー	—	新設	—	—	新設	無	—
三重	902	112	窯業	—	901	923	22	改正	有	12月21日
		113	鉄鋼	5,907	739	—	—	無	—	—
		114	電線・ケーブル	—	921	942	21	改正	有	12月21日
		115	金属製品	—	843	—	—	無	—	—
		116	一般機械	—	762	—	—	無	—	—
		117	電気機械	—	906	927	21	改正	有	12月21日
		118	輸送機械	—	942	962	20	改正	有	12月21日
滋賀	896	119	繊維	—	789	—	—	改正	無	—
		120	窯業	—	924	942	18	改正	有	12月30日
		121	一般機械	—	933	953	20	改正	有	12月30日
		122	精密機械・電気機械	—	917	939	22	改正	有	12月30日
		123	輸送機械	—	936	957	21	改正	有	12月30日
		124	各種商品小売	—	840	—	—	改正	無	—

都道府県	地域別 最賃	項目番号	業種	改定前額		改定後額		引上げ額	申出	必要性 有・無	効力発生日
				日額	時間額	日額	時間額				
京 都	937	125	印刷	-	765	-	-	無	-	-	
		126	金属製品	-	933	-	-	無	-	-	
		127	一般機械	-	822	-	-	無	-	-	
		128	電気機械	-	936	957	21	改正	有	1月26日	
		129	輸送機械	-	947	968	21	改正	有	1月26日	
		130	各種商品小売	-	910	938	28	改正	有	1月26日	
		132	自動車(新車)小売	-	911	939	28	改正	有	1月26日	
大 阪	992	133	塗料	-	971	1,000	29	改正	有	12月1日	
		134	鉄鋼	-	968	996	28	改正	有	1月22日	
		135	非鉄金属	-	965	993	28	改正	有	12月1日	
		136	一般機械・輸送機械	-	968	997	29	改正	有	12月1日	
		137	電気機械	-	966	994	28	改正	有	12月1日	
		138	輸送機械(自)	-	970	998	28	改正	有	12月1日	
		139	自動車小売	-	965	993	28	改正	有	12月1日	
兵 庫	928	140	繊維	-	800	-	-	無	-	-	
		141	塗料	-	973	995	22	改正	有	12月1日	
		142	鉄鋼	-	964	992	28	改正	有	12月1日	
		143	一般機械	-	944	960	16	改正	有	12月1日	
		144	精密機械	-	903	931	28	改正	有	12月1日	
		145	電気機械	-	902	930	28	改正	有	12月1日	
		146	輸送機械	-	978	1,002	24	改正	有	12月1日	
奈 良	866	147	各種商品小売	-	797	-	-	無	-	-	
		148	自動車小売	-	901	930	29	改正	有	12月1日	
		149	一般機械	-	898	905	7	改正	有	12月29日	
		150	電気機械	-	883	891	8	改正	有	12月29日	
和 歌 山	859	151	自動車小売	-	885	892	7	改正	有	12月29日	
		152	木材	6,527	816	-	-	無	-	-	
		153	鉄鋼	-	949	977	28	改正	有	12月30日	
		154	百貨店	-	851	869	18	改正	有	12月30日	
鳥 取	821	新設百貨店、総合スーパー、各種食料品小売			新設	-	-	新設	無	-	
		155	電気機械	-	809	825	16	改正	有	12月17日	
島 根	824	156	各種商品小売	-	718	-	-	改正	無	-	
		157	鉄鋼	-	922	954	32	改正	有	11月26日	
		158	一般機械	-	898	930	32	改正	有	12月8日	
		159	電気機械	-	825	853	28	改正	有	12月26日	
		160	輸送機械	-	887	919	32	改正	有	12月29日	
		161	百貨店	-	750	-	-	無	-	-	
		162	自動車(新車)小売	-	872	904	32	改正	有	12月24日	
岡 山	862	163	窯業(耐火物)	-	924	940	16	改正	有	1月7日	
		164	鉄鋼	-	962	985	23	改正	有	1月5日	
		165	一般機械	-	934	952	18	改正	有	2月12日	
		166	電気機械	-	878	904	26	改正	有	1月7日	
		167	輸送機械(自)	-	921	936	15	改正	有	1月5日	
		168	輸送機械(船)	-	954	980	26	改正	有	1月8日	
		169	各種商品小売	-	880	893	13	改正	有	1月19日	
広 島	899	170	鉄鋼	-	970	995	25	改正	有	12月31日	
		171	金属製品	-	923	944	21	改正	有	12月31日	
		172	一般機械	-	935	958	23	改正	有	12月31日	
		173	電気機械	-	897	924	27	改正	有	12月31日	
		174	輸送機械(自)	-	915	938	23	改正	有	12月31日	
		175	輸送機械(船)	-	957	977	20	改正	有	12月31日	
		176	各種商品小売	-	878	903	25	改正	有	12月31日	
山 口	857	177	自動車小売	-	913	930	17	改正	有	12月31日	
		178	鉄鋼・非鉄金属	-	967	995	28	改正	有	12月15日	
		179	電気機械	-	893	921	28	改正	有	12月15日	
		180	輸送機械	-	937	965	28	改正	有	12月15日	
徳 島	824	181	百貨店	-	859	875	16	改正	有	12月15日	
		182	木材	-	875	876	1	改正	有	12月21日	
		183	一般機械	-	928	945	17	改正	有	12月21日	
香 川	848	184	電気機械	-	888	911	23	改正	有	12月21日	
		185	食品	-	821	849	28	改正	有	12月15日	
		186	一般機械	-	943	970	27	改正	有	12月15日	
		187	電気機械	-	886	913	27	改正	有	12月15日	
		188	輸送機械(船)	-	956	980	24	改正	有	12月15日	

都道府県	地域別 最賃	項目番号	業種	改定前額		改定後額		引上げ額		必要性 有・無	効力発生日
				日額	時間額	時間額	時間額				
愛媛	821	189	製紙	—	924	951	27	改正	有	12月25日	
		190	一般機械	—	930	957	27	改正	有	12月25日	
		191	電気機械	—	895	921	26	改正	有	12月25日	
		192	輸送機械(船)	—	938	962	24	改正	有	12月25日	
		193	各種商品小売	—	810	822	12	改正	有	12月25日	
高知	820	194	電気機械①	—	793	—	—	改正	無	—	
		195	一般貨物	—	910	—	—	改正	無	—	
福岡	870	196	鉄鋼	—	976	980	4	改正	有	12月10日	
		197	電気機械	—	927	947	20	改正	有	12月10日	
		198	輸送機械	—	944	957	13	改正	有	1月7日	
		199	百貨店	—	889	897	8	改正	有	1月7日	
		200	自動車(新車)小売	—	941	959	18	改正	有	12月10日	
佐賀	821	201	陶磁器	—	793	822	29	改正	有	12月9日	
		202	一般機械	—	870	896	26	改正	有	12月31日	
		203	電気機械	—	839	867	28	改正	有	12月18日	
長崎	821	204	一般機械	—	875	—	—	改正	無	—	
		205	電気機械	—	837	864	27	改正	有	12月29日	
		206	輸送機械(船)	—	875	—	—	改正	無	—	
熊本	821	207	電気機械	—	836	863	27	改正	有	12月15日	
		208	輸送機械	—	888	902	14	改正	有	12月15日	
		209	百貨店	—	796	—	—	改正	無	—	
大分	822	210	鉄鋼	—	951	981	30	改正	有	12月25日	
		211	非鉄金属	—	911	936	25	改正	有	12月25日	
		212	電気機械	—	835	864	29	改正	有	12月25日	
		213	輸送機械(自・船)	—	878	894	16	改正	有	12月25日	
		214	各種商品小売	—	716	—	—	改正	無	—	
宮崎	821	215	自動車(新車)小売	—	848	872	24	改正	有	12月25日	
		216	食品	—	678	—	—	改正	無	—	
		217	電気機械	—	803	831	28	改正	有	12月24日	
		218	各種商品小売	—	705	—	—	改正	無	—	
鹿児島	821	219	自動車(新車)小売	—	832	858	26	改正	有	12月26日	
		220	電気機械	—	815	842	27	改正	有	12月17日	
		221	百貨店	—	693	—	—	改正	無	—	
		222	自動車(新車)小売	—	847	872	25	改正	有	12月16日	
沖縄	820	223	食品(畜)	—	683	—	—	改正	無	—	
		224	食品(糖)	—	769	—	—	改正	無	—	
		225	食品(飲)	—	686	—	—	改正	無	—	
		226	新聞	—	835	853	18	改正	有	11月12日	
		227	各種商品小売	—	770	—	—	改正	無	—	
		228	自動車(新車)小売	—	770	—	—	改正	無	—	

2022年2月14日

鳥取労働局長

石田 聰 殿

鳥取市富安2丁目159久本ビル2F

電機連合鳥取地域協議会

議長 篠 勝之介

### 特定（産業別）最低賃金の改正に関する意向表明について

最低賃金法第15条第1項の規定により、特定（産業別）最低賃金の改正決定について、下記の通り申し出を行うことを表明する。

記

#### 1. 特定（産業別）最低賃金の件名

鳥取県電子部品・デバイス・電子回路・電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

#### 2. 特定（産業別）最低賃金

鳥取県において、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（電気計測器製造業を除く。）、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者。

ただし、次に掲げる者は除く。

- ① 18歳未満または65歳以上の者
- ② 雇入後6ヶ月未満の者であつて技能習得中の者
- ③ 次に掲げる業務に主として従事する者
  - イ) 清掃または片付けの業務
  - ロ) 手作業によりまたは手工具、もしくは小型動力機を用いて行う組線、取付け、包装または箱詰めの業務

#### 3. 申し出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1以上に達していることから、法定最低賃金の改正決定を求めるものである。

#### 4. 申し出の時期

2022年7月末

以上





2022年2月28日

鳥取労働局長  
石 田 聰 殿

鳥取市天神町130番5  
U A センセイ鳥取県支部  
支部長 仁史

### 令和4年度における特定（産業別）最低賃金の改正に関する意向表明について

最低賃金法第15条第1項の規定により、令和4年度において下記内容の特定（産業別）最低賃金の改正申し出を行う意向を表明します。

記

#### 1. 特定（産業別）最低賃金の件名

鳥取県各種商品小売業最低賃金

#### 2. 申し出の理由

鳥取県内の各種商品小売業における賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者の3分の1以上の合意を得て申し出することとしている。

#### 3. 申し出の時期

2022年7月末日迄

以上





意向表明時点における特定(産業別)最低賃金の適用労働者数及び適用使用者数

最低賃金の件名及び事業分類	適用使用者数	適用労働者数 <基幹的労働者数>
鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具 製造業最低賃金	181人※①  (173人)	7,749人 ※①  (8,214人)
鳥取県各種商品小売業最低賃金	7人※②  (7人)	1,326人 ※②  (1,388人)

資料No.9

※( )内の数字は昨年度の数値

※①平成28年度経済センサス 事業所母集団データベース(30年次フレーム)を基に、  
事業場の成立及び廃止情報及び令和3年度実施の最低賃金基礎調査の情報により修正して算出した。  
※②全数調査した結果及び令和3年度実施の最低賃金基礎調査の情報により修正して算出した。



## 令和4年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(地域別最低賃金の場合)

## 資料No. 1 O

※10月1日(土)発効とするためには、8月5日(金)(閉庁日を含めれば8月7日(日))までに  
答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
8月1日(月)		8月16日(火)		8月26日(金)		9月25日(日)
8月2日(火)		8月17日(水)		8月29日(月)		9月28日(水)
8月3日(水)		8月18日(木)		8月30日(火)		9月29日(木)
8月4日(木)		8月19日(金)		8月31日(水)		9月30日(金)
8月5日(金)		8月22日(月)		9月1日(木)		10月1日(土)
8月6日(土)		8月22日(月)		9月1日(木)		10月1日(土)
8月7日(日)		8月22日(月)		9月1日(木)		10月1日(土)
8月8日(月)		8月23日(火)		9月2日(金)		10月2日(日)
8月9日(火)		8月24日(水)		9月5日(月)		10月5日(水)
8月10日(水)		8月25日(木)		9月6日(火)		10月6日(木)
8月11日(木)		8月26日(金)		9月7日(水)		10月7日(金)
8月12日(金)		8月29日(月)		9月8日(木)		10月8日(土)
8月13日(土)		8月29日(月)		9月8日(木)		10月8日(土)
8月14日(日)		8月29日(月)		9月8日(木)		10月8日(土)
8月15日(月)		8月30日(火)		9月9日(金)		10月9日(日)
8月16日(火)		8月31日(水)		9月12日(月)		10月12日(水)
8月17日(水)		9月1日(木)		9月13日(火)		10月13日(木)
8月18日(木)		9月2日(金)		9月14日(水)		10月14日(金)
8月19日(金)		9月5日(月)		9月15日(木)		10月15日(土)
8月20日(土)		9月5日(月)		9月15日(木)		10月15日(土)
8月21日(日)		9月5日(月)		9月15日(木)		10月15日(土)
8月22日(月)		9月6日(火)		9月16日(金)		10月16日(日)
8月23日(火)		9月7日(水)		9月20日(火)		10月20日(木)
8月24日(水)		9月8日(木)		9月21日(水)		10月21日(金)
8月25日(木)		9月9日(金)		9月22日(木)		10月22日(土)
8月26日(金)		9月12日(月)		9月26日(月)		10月26日(水)
8月27日(土)		9月12日(月)		9月26日(月)		10月26日(水)
8月28日(日)		9月12日(月)		9月26日(月)		10月26日(水)
8月29日(月)		9月13日(火)		9月27日(火)		10月27日(木)
8月30日(火)		9月14日(水)		9月28日(水)		10月28日(金)
8月31日(水)		9月15日(木)		9月29日(木)		10月29日(土)
9月1日(木)		9月16日(金)		9月30日(金)		10月30日(日)
9月2日(金)		9月20日(火)		10月3日(月)		11月2日(水)
9月3日(土)		9月20日(火)		10月3日(月)		11月2日(水)
9月4日(日)		9月20日(火)		10月3日(月)		11月2日(水)
9月5日(月)		9月20日(火)		10月3日(月)		11月2日(水)
9月6日(火)		9月21日(水)		10月4日(火)		11月3日(木)
9月7日(水)		9月22日(木)		10月5日(水)		11月4日(金)
9月8日(木)		9月26日(月)	35	10月6日(木)		11月5日(土)

## 令和4年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(地域別最低賃金の場合)

※10月1日(土)発効とするためには、8月5日(金)(閉庁日を含めれば8月7日(日))までに  
答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
9月9日(金)		9月26日(月)		10月6日(木)		11月5日(土)
9月10日(土)		9月26日(月)		10月6日(木)		11月5日(土)
9月11日(日)		9月26日(月)		10月6日(木)		11月5日(土)
9月12日(月)		9月27日(火)		10月7日(金)		11月6日(日)
9月13日(火)		9月28日(水)		10月11日(火)		11月10日(木)
9月14日(水)		9月29日(木)		10月12日(水)		11月11日(金)
9月15日(木)		9月30日(金)		10月13日(木)		11月12日(土)
9月16日(金)		10月3日(月)		10月14日(金)		11月13日(日)
9月17日(土)		10月3日(月)		10月14日(金)		11月13日(日)
9月18日(日)		10月3日(月)		10月14日(金)		11月13日(日)
9月19日(月)		10月4日(火)		10月17日(月)		11月16日(水)
9月20日(火)		10月5日(水)		10月18日(火)		11月17日(木)
9月21日(水)		10月6日(木)		10月19日(水)		11月18日(金)
9月22日(木)		10月7日(金)		10月20日(木)		11月19日(土)
9月23日(金)		10月11日(火)		10月21日(金)		11月20日(日)
9月24日(土)		10月11日(火)		10月21日(金)		11月20日(日)
9月25日(日)		10月11日(火)		10月21日(金)		11月20日(日)
9月26日(月)		10月11日(火)		10月21日(金)		11月20日(日)
9月27日(火)		10月12日(水)		10月24日(月)		11月23日(水)
9月28日(水)		10月13日(木)		10月25日(火)		11月24日(木)
9月29日(木)		10月14日(金)		10月26日(水)		11月25日(金)
9月30日(金)		10月17日(月)		10月27日(木)		11月26日(土)
10月1日(土)		10月17日(月)		10月27日(木)		11月26日(土)
10月2日(日)		10月17日(月)		10月27日(木)		11月26日(土)
10月3日(月)		10月18日(火)		10月28日(金)		11月27日(日)
10月4日(火)		10月19日(水)		10月31日(月)		11月30日(水)
10月5日(水)		10月20日(木)		11月1日(火)		12月1日(木)
10月6日(木)		10月21日(金)		11月2日(水)		12月2日(金)
10月7日(金)		10月24日(月)		11月4日(金)		12月4日(日)
10月8日(土)		10月24日(月)		11月4日(金)		12月4日(日)
10月9日(日)		10月24日(月)		11月4日(金)		12月4日(日)
10月10日(月)		10月25日(火)		11月7日(月)		12月7日(水)
10月11日(火)		10月26日(水)		11月8日(火)		12月8日(木)
10月12日(水)		10月27日(木)		11月9日(水)		12月9日(金)
10月13日(木)		10月28日(金)		11月10日(木)		12月10日(土)
10月14日(金)		10月31日(月)		11月11日(金)		12月11日(日)
10月15日(土)		10月31日(月)		11月11日(金)		12月11日(日)
10月16日(日)		10月31日(月)		11月11日(金)		12月11日(日)
10月17日(月)		11月1日(火)	36	11月14日(月)		12月14日(水)

## 令和4年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(地域別最低賃金の場合)

※10月1日(土)発効とするためには、8月5日(金)(閉庁日を含めれば8月7日(日))までに  
答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
10月18日(火)		11月2日(水)		11月15日(火)		12月15日(木)
10月19日(水)		11月4日(金)		11月16日(水)		12月16日(金)
10月20日(木)		11月4日(金)		11月16日(水)		12月16日(金)
10月21日(金)		11月7日(月)		11月17日(木)		12月17日(土)
10月22日(土)		11月7日(月)		11月17日(木)		12月17日(土)
10月23日(日)		11月7日(月)		11月17日(木)		12月17日(土)
10月24日(月)		11月8日(火)		11月18日(金)		12月18日(日)
10月25日(火)		11月9日(水)		11月21日(月)		12月21日(水)
10月26日(水)		11月10日(木)		11月22日(火)		12月22日(木)
10月27日(木)		11月11日(金)		11月24日(木)		12月24日(土)

## 令和4年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

※12月31日(土)発効とするためには、11月1日(火)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
9月1日(木)		9月16日(金)		10月4日(火)		11月3日(木)
9月2日(金)		9月20日(火)		10月5日(水)		11月4日(金)
9月3日(土)		9月20日(火)		10月5日(水)		11月4日(金)
9月4日(日)		9月20日(火)		10月5日(水)		11月4日(金)
9月5日(月)		9月20日(火)		10月5日(水)		11月4日(金)
9月6日(火)		9月21日(水)		10月6日(木)		11月5日(土)
9月7日(水)		9月22日(木)		10月7日(金)		11月6日(日)
9月8日(木)		9月26日(月)		10月11日(火)		11月10日(木)
9月9日(金)		9月26日(月)		10月11日(火)		11月10日(木)
9月10日(土)		9月26日(月)		10月11日(火)		11月10日(木)
9月11日(日)		9月26日(月)		10月11日(火)		11月10日(木)
9月12日(月)		9月27日(火)		10月12日(水)		11月11日(金)
9月13日(火)		9月28日(水)		10月13日(木)		11月12日(土)
9月14日(水)		9月29日(木)		10月14日(金)		11月13日(日)
9月15日(木)		9月30日(金)		10月17日(月)		11月16日(水)
9月16日(金)		10月3日(月)		10月18日(火)		11月17日(木)
9月17日(土)		10月3日(月)		10月18日(火)		11月17日(木)
9月18日(日)		10月3日(月)		10月18日(火)		11月17日(木)
9月19日(月)		10月4日(火)		10月19日(水)		11月18日(金)
9月20日(火)		10月5日(水)		10月20日(木)		11月19日(土)
9月21日(水)		10月6日(木)		10月21日(金)		11月20日(日)
9月22日(木)		10月7日(金)		10月24日(月)		11月23日(水)
9月23日(金)		10月11日(火)		10月25日(火)		11月24日(木)
9月24日(土)		10月11日(火)		10月25日(火)		11月24日(木)
9月25日(日)		10月11日(火)		10月25日(火)		11月24日(木)
9月26日(月)		10月11日(火)		10月25日(火)		11月24日(木)
9月27日(火)		10月12日(水)		10月26日(水)		11月25日(金)
9月28日(水)		10月13日(木)		10月27日(木)		11月26日(土)
9月29日(木)		10月14日(金)		10月28日(金)		11月27日(日)
9月30日(金)		10月17日(月)		10月31日(月)		11月30日(水)
10月1日(土)		10月17日(月)		10月31日(月)		11月30日(水)
10月2日(日)		10月17日(月)		10月31日(月)		11月30日(水)
10月3日(月)		10月18日(火)		11月1日(火)		12月1日(木)
10月4日(火)		10月19日(水)		11月2日(水)		12月2日(金)
10月5日(水)		10月20日(木)		11月4日(金)		12月4日(日)
10月6日(木)		10月21日(金)		11月7日(月)		12月7日(水)
10月7日(金)		10月24日(月)		11月8日(火)		12月8日(木)
10月8日(土)		10月24日(月)		11月8日(火)		12月8日(木)
10月9日(日)		10月24日(月)	38	11月8日(火)		12月8日(木)

## 令和4年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

※12月31日(土)発効とするためには、11月1日(火)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
10月10日(月)		10月25日(火)		11月9日(水)		12月9日(金)
10月11日(火)		10月26日(水)		11月10日(木)		12月10日(土)
10月12日(水)		10月27日(木)		11月11日(金)		12月11日(日)
10月13日(木)		10月28日(金)		11月14日(月)		12月14日(水)
10月14日(金)		10月31日(月)		11月15日(火)		12月15日(木)
10月15日(土)		10月31日(月)		11月15日(火)		12月15日(木)
10月16日(日)		10月31日(月)		11月15日(火)		12月15日(木)
10月17日(月)		11月1日(火)		11月16日(水)		12月16日(金)
10月18日(火)		11月2日(水)		11月17日(木)		12月17日(土)
10月19日(水)		11月4日(金)		11月18日(金)		12月18日(日)
10月20日(木)		11月4日(金)		11月18日(金)		12月18日(日)
10月21日(金)		11月7日(月)		11月21日(月)		12月21日(水)
10月22日(土)		11月7日(月)		11月21日(月)		12月21日(水)
10月23日(日)		11月7日(月)		11月21日(月)		12月21日(水)
10月24日(月)		11月8日(火)		11月22日(火)		12月22日(木)
10月25日(火)		11月9日(水)		11月24日(木)		12月24日(土)
10月26日(水)		11月10日(木)		11月25日(金)		12月25日(日)
10月27日(木)		11月11日(金)		11月28日(月)		12月28日(水)
10月28日(金)		11月14日(月)		11月29日(火)		12月29日(木)
10月29日(土)		11月14日(月)		11月29日(火)		12月29日(木)
10月30日(日)		11月14日(月)		11月29日(火)		12月29日(木)
10月31日(月)		11月15日(火)		11月30日(水)		12月30日(金)
11月1日(火)		11月16日(水)		12月1日(木)		12月31日(土)

## 令和4年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

※12月31日(土)発効とするためには、11月1日(火)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
11月2日(水)		11月17日(木)		12月2日(金)		1月1日(日)
11月3日(木)		11月18日(金)		12月5日(月)		1月4日(水)
11月4日(金)		11月21日(月)		12月6日(火)		1月5日(木)
11月5日(土)		11月21日(月)		12月6日(火)		1月5日(木)
11月6日(日)		11月21日(月)		12月6日(火)		1月5日(木)
11月7日(月)		11月22日(火)		12月7日(水)		1月6日(金)
11月8日(火)		11月24日(木)		12月8日(木)		1月7日(土)
11月9日(水)		11月24日(木)		12月8日(木)		1月7日(土)
11月10日(木)		11月25日(金)		12月9日(金)		1月8日(日)
11月11日(金)		11月28日(月)		12月12日(月)		1月11日(水)
11月12日(土)		11月28日(月)		12月12日(月)		1月11日(水)
11月13日(日)		11月28日(月)		12月12日(月)		1月11日(水)
11月14日(月)		11月29日(火)		12月13日(火)		1月12日(木)
11月15日(火)		11月30日(水)		12月14日(水)		1月13日(金)
11月16日(水)		12月1日(木)		12月15日(木)		1月14日(土)
11月17日(木)		12月2日(金)		12月16日(金)		1月15日(日)
11月18日(金)		12月5日(月)		12月19日(月)		1月18日(水)
11月19日(土)		12月5日(月)		12月19日(月)		1月18日(水)
11月20日(日)		12月5日(月)		12月19日(月)		1月18日(水)
11月21日(月)		12月6日(火)		12月20日(火)		1月19日(木)
11月22日(火)		12月7日(水)		12月21日(水)		1月20日(金)
11月23日(水)		12月8日(木)		12月22日(木)		1月21日(土)
11月24日(木)		12月9日(金)		12月23日(金)		1月22日(日)
11月25日(金)		12月12日(月)		12月26日(月)		1月25日(水)
11月26日(土)		12月12日(月)		12月26日(月)		1月25日(水)
11月27日(日)		12月12日(月)		12月26日(月)		1月25日(水)
11月28日(月)		12月13日(火)		12月27日(火)		1月26日(木)
11月29日(火)		12月14日(水)		12月28日(水)		1月27日(金)

## 鳥取地方最低賃金審議会事業場視察実績

## ○平成 29 年度

平成 29 年 7 月 31 日(月)

(午前中に視察、午後、本審と第 1 回専門部会)

視察事業場 オリイ精機(株) (代表取締役 小林正昭)

所在地 鳥取市若葉台南 7 丁目 4 番 3 号

業務内容 プレス自動化装置等の製造

労働者数 39 人

## ○平成 30 年度

平成 30 年 7 月 25 日(水)

(県最賃の諮問を行う審議会において事業場視察について決定、目安伝達を行う審議会の前に実施・7 月 2 日に本審、25 日に視察、30 日に本審)

視察事業場 (株)吉谷機械製作所 (代表取締役 吉谷典雄)

所在地 鳥取市古海 356-1

業務内容 消防ポンプ自動車・消防用機械器具の製造販売等

労働者数 82 名

## ○令和元年度

令和元年 7 月 17 日(水)

(県最賃の諮問を行う審議会において事業場視察について決定、目安伝達を行う審議会の前に実施・7 月 5 日に本審、17 日に視察、8 月 2 日に本審)

視察事業場 (株)ファイナール (代表取締役会長 森下 辰夫)

所在地 鳥取市上味野 15 番地

業務内容 健康食品、健康茶の委託製造

労働者数 82 名

## ○令和 2 年度・令和 3 年度 新型コロナウイルス感染症の感染防止のため中止

